

厚生常任委員会

令和4年5月19日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎井上 卓也 ○奥村 容子 中川 靖広
横田 敏文 濱 眞理子
伴 議 長

2. 出席委員

嶋田 善行

3. 理事者出席者

| | | | |
|---------------|-------|-----------------|-------|
| 町 長 | 中西 和夫 | 副 町 長 | 加藤 惠三 |
| 総 務 部 長 | 西巻 昭男 | 住 民 生 活 部 長 | 栗本 公生 |
| 住 民 生 活 部 次 長 | 北 典子 | 福 祉 課 長 | 中原 潤 |
| 同 課 長 補 佐 | 細川 友希 | 健 康 対 策 課 長 補 佐 | 徳田 貴世 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 中尾 歩美 | 同 課 長 補 佐 | 西川美奈子 |
| 国 保 医 療 課 長 | 猪川 恭弘 | 環 境 対 策 課 長 | 東浦 寿也 |
| 同 課 長 補 佐 | 峯川 敏明 | 住 民 課 長 | 関口 修 |

4. 会議の書記

議 会 事 務 局 長 佐谷 容子 同 係 長 吉川 也子

5. 審査事項

別紙のとおり

※開会前に新規採用職員の紹介

開会（午前9時00分）

署名委員 奥村委員、中川委員

委員長

おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、嶋田委員から欠席の通告を受けております。

先の臨時会で、厚生常任委員会の委員構成が変わりました。私、互選でこの1年間委員長を務めさせていただきます。

奥村副委員長ともどもよろしくお願い申し上げます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、奥村委員、中川委員のお二人を指名します。お二人にはよろしくお願ひします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しているとおりです。

初めに、1. 継続審査を議題といたします。

（1）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、ごみ処理広域化に関する合同勉強会についてであります。前回の委員会以降、当勉強会につきましては、ご報告すべき進捗事項はございませんが、来週の26日に、1市1町における費用負担のあり方等について協議するため、第9回目となります実務者会合が開催をされます。なお、6月の当委員会におきまして、実務者会合の内容についてご報告をさせていただきます。

次に、例年5月30日、ごみゼロの日に近い休日から6月の環境月間に実施

をしております町内一斉清掃活動である、いかるがの里クリーンキャンペーンについてであります。このクリーンキャンペーンにつきましては、令和2年度、令和3年度と新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とさせていただいておりましたが、本年度につきましては、感染防止対策を十分に講じた上で、6月26日の日曜日に実施をさせていただく予定としております。感染防止対策といたしましては、参加者に対しまして、マスクの着用や体温が高い場合、また、体調が悪い場合は、参加を自粛していただくことや清掃場所ルートについても、密にならないよう工夫をしながら実施していただくよう周知を図ってまいります。また、これまでは町内25か所の集合場所から町内6か所の解散場所までのルートで清掃活動を行っていただいておりますが、密を避けるため、集合場所は設定せず、各自の自宅を出発点といたしまして、自宅周辺を中心に、普段通る道や場所などの清掃を行いながら、町内9か所に設置をいたしますゴール地点まで自由なルートで清掃活動を実施していただくこととしております。また、集合場所を設けませんので、例年、集合場所で配布をしておりました、ごみ袋や軍手などは配布せず、参加者が拾われたごみについては、各自の自宅にあるごみ袋を使用していただくこととしております。

また、実施時間も午前8時から午前9時までの1時間と例年より30分短縮した形で実施をし、9時30分までにゴール地点に排出をいただき、その後、職員により回収を行ってまいります。また、雨天の場合は、午前7時までに開催の可否を決定し、ホームページ等により周知をさせていただきます。

なお、クリーンキャンペーンの開催につきまして、住民の皆さま等には、広報等で今後周知をさせていただく予定としております。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

中川委員。

中川委員

袋、集合場所が定められてないから、各自家から出発するということで、袋の配布はない。各自家から持参でお願いしますと言ったけど、缶ビンその他プ

プラスチックは無料で配布してもらってるけど、可燃ごみの袋については購入されてるやんか。その分についてはどのように考えておられるかお聞かせいただきたいと思います。

環境対策
課長

ごみ袋、町の指定袋にはこだわらず、市販の、例えば黒いごみ袋、また水色のごみ袋、そういったものを使っていただいても結構かというふうに考えておりますので、そういった場合、有料の袋を使われるのはまずないかなということで考えております。

中川委員

市販のごみ袋で持ってきてもらうより、ビン缶その他プラスチックはその袋に入れてもらって、可燃は可燃の袋に入れてもらって、9か所の最終場所に持ってきたときに、可燃袋2つ持ってきてはったら2枚返すとか、そういう工夫できるの違うかな。

環境対策
課長

一応そういった袋、どういった袋で出したらといろいろ悩まれる方もおられると思います。自宅にごみ袋、そういったものがない場合は、事前に環境対策課で配布させていただくと、当日、解散場所は9か所となりますけども、こちらで配ることも考えておるところでございます。自宅で持ってこられた袋、またその分を返させていただくということも考えていきたいと考えております。

委員長

栗本住民生活部長。

住民生活
部長

町が配布しております資源物指定袋が使われた場合につきましては、回収場所で使われた枚数を返すようにルールづけして、また住民に周知をしたいと思っております。

中川委員

今、資源物といったけど、可燃もみな同様やな。

住民生活
部長

自宅にある資源物の回収袋を使ってくださいという周知をさせていただいて、有料で買っている可燃のごみ袋であるとか、不燃のごみ袋は使

わないで、資源物の袋でごみ拾いをしていただいて、それを使った枚数を返すというようにルール付けしたいと思います。万一可燃袋で、有料の袋で掃除をされた場合は返すように袋の手配をしておきたいと思います。

中川委員 毎年、可燃と不燃と分けて持っていた記憶があるけど、まぜて入れてもらったらどこで分別するの。可燃とその他プラスチックは分けてもらって可燃は可燃の袋を返す、その他プラスチックの資源物の袋返すほうがいいのと違うの。

住民生活部 そのようにルールを決めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

部

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題とします。

(1) ヒトパピローマウイルス感染症予防接種費用助成制度の創設について、理事者の報告を求めます。 北住民生活部次長。

住民生活部次長 それでは、健康対策課からヒトパピローマウイルス感染症予防接種費用助成制度の創設につきましてご報告させていただきます。資料1をご覧ください。

ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種につきましては、平成25年6月から積極的な接種勧奨が差し控えられておりましたが、令和3年11月に積極的勧奨の差し控えを終了とする通知が発出されました。そこで、予防接種法施行令の一部改正があり、積極的な接種勧奨の差し控えにより接種機会を逃した平成9年度から平成17年度生まれまでの女子に対して、令和4年度から令和6年度までの3年間、従来の定期接種の対象年齢である高校1年生までの年齢を超えて行う特例の定期接種としてのキャッチアップ接種を行うこととなりま

した。それを受けまして、本町では平成9年度から平成16年度生まれまでの女子で、令和4年3月31日までに定期接種の対象年齢を過ぎて任意接種として自費で接種された方に対して、予防接種費用の一部を助成してまいります。

ひとつ目に助成対象につきましては、(1)から(5)のいずれにも該当する者といたします。(1)令和4年4月1日時点で、斑鳩町に住民登録があること。(2)16歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種において3回の接種を完了していないこと。(3)17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに日本国内の医療機関で組み換え沈降2価HPVワクチン又は組み換え沈降4価HPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと。(4)助成金の交付を受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種を受けていないこと。(5)この要綱に基づき交付する助成金の対象となる費用に対し、国、県又は町等から同種の助成金の交付を受け、または受ける予定がないこと。

次に、2の助成金の額につきましては、(1)医療機関に対し支払った接種費用とする。ただし、接種日の属する年度に斑鳩町と委託先が契約を締結したヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に係る基準単価を上限とする。

(2)接種費用を支払ったことを証する領収書または、医療機関からの接種証明書を提出しない場合には、接種日の属する年度に斑鳩町と委託先が契約を締結したヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に係る基準単価から事務費等を除いた額とする。(3)助成金の交付は、1人につき3回接種分を限度とする。3の施行期日につきましては、公布の日から施行いたします。

ただし、この要綱は令和7年3月31日までといたします。

キャッチアップ接種を含め、本助成事業に係ります予算につきましては、接種率が見込みにくい状況でありますことから現行予算で対応し、接種状況をみながら、今後、補正での対応をしてまいりたいと考えております。

以上で、ヒトパピローマウイルス感染症予防接種助成制度の創設についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

中川委員。

中川委員 1の(2)で3回の接種を完了していないことであるけど、この自費で3回接種している方にはもう出せないという理解でええのかな。

住民生活部次長 この予防接種が3回接種することになっておりますので、もし令和4年の3月31日までに自費での接種をされている場合については、お支払いさせていただくということになります。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時14分 休憩)
(午前9時17分 再開)

委員長 再開します。 北住民生活部次長。

住民生活部次長 こちらの予防接種につきましては、高校1年生までが定期の予防接種として無料で受けていただける予防接種となっております。定期接種の年齢を超えました高校2年生から自費で受けられている分についての接種費用が助成制度の対象となってまいります。

中川委員 それと、ヒトパピローマウイルスってどんなウイルスなの。

住民生活部次長 こちらは、子宮頸がんのヒトパピローマウイルスという、このワクチンによって感染する感染症ということで、このヒトパピローマウイルスっていろんな型があるんですけど、今一番子宮頸がんでかかりやすいと言われておりますヒトパピローマウイルス16型、18型というのが主な感染源になっているというふうに言われております。

委員長 ほかにございませんか。 奥村委員。

奥村委員 教えていただきたいんですけども、この対象者の年代の方へのお知らせとい

うのは、郵送によってお知らせをされるということによろしいですか。

委員長 北住民生活部次長。

住民生活 この平成9年度からのキャッチアップの接種対象者の方に関しまして、5月
部次長 末に予診票ですとか、リーフレットによって個人通知する予定ですので、その
案内の中でこの助成制度についても周知してまいりたいと考えております。

委員長 ほかにございませんか。 伴議長。

議 長 助成金の額の(2)ですねんけど、結局、接種証明書とか、領収書とか、な
い方も払ってあげるよと、こう書いてますねんけど、基本的にこんなんは医
療機関とか領収書やったら、普通考えて何年か前の物やったら残してはらへん
こともありますわな、ほんでこういう形になっているのか、自己申告で受けま
してんと、何も記録おまへんねんという形でも払ってくれはるといふか、受け
付けてくれはると考えてよろしいねんな。

委員長 北住民生活部次長。

住民生活 今、おっしゃっていただいたように、過去のことですので、やはり領収書を
部次長 持っておられる方というのは少ないと考えております。接種記録に関しては母
子手帳に記録されているということが考えられるんですけども、もしそうい
う母子手帳だけの確認ではなかなか、おいくらお支払いされたのかっていうの
がこちらも把握しにくいというのがございますので、医療機関においてこの申
請用の証明書というのをしていただいて、その書類をもって領収書の代替とし
て手続きを進めたいと考えております。

議 長 この、今回答いただきました、母子手帳って、17やとか18やとか、こん
な年齢でも皆持っているものですか。自分の母子手帳を考えたかて、小さい頃
はわかりますねんけど、そなんぜんぶ記録してくれてはりまんの。

住民生活 母子手帳は、小さいころからの接種記録とか、健康の記録になりますので、
部次長 ずっと持っていていただくものではありません。

委員長 濱委員。

濱委員 限度額みたいなものもありますけども、だいたい自分で受けられた方って
うのはだいたい1回どれぐらいの支払いをされているんでしょうか。

住民生活 一応、斑鳩町のほうで、この予防接種に関しまして、契約の単価というの
部次長 が、令和3年度で1回の接種費用が16,530円となっております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2)児童手当制度の一部改正について、理事者の報告を求めます。
中尾子育て支援課長。

子育て支 それでは、各課報告事項(2)児童手当制度の一部改正についてご報告させ
援課長 ていただきます。資料2をご覧ください。

児童手当法及び児童手当法施行規則の一部改正により、児童手当制度が2点
変更となるものでございます。

まず、1点目でございますが、所得上限額の設定でございます。現在、児童
手当につきましては、所得制限額未満の本則給付が支給されない方について
は、児童1人あたり一律5千円の特例給付が支給されておりますが、令和4年
10月支給分から、特例給付の支給に関わる所得上限額が設けられ、受給者の
所得が、所得上限額以上の場合は、児童手当等が支給されないこととなりま
す。所得上限額につきましては、子ども2人と年収103万円以下の配偶者が
いる4人世帯で、年収1,200万円相当、所得額で972万円を基準とされ

ており、扶養親族等の人数によって所得上限額は異なってまいります。

次に2点目ですが、現況届の一律の届出義務の廃止でございます。これまで、毎年6月1日時点における児童の養育状況や所得状況などの受給要件を確認するため、受給者全員に、現況届の提出を求めておりましたが、受給者の利便性の向上及び市町村の事務の簡素化の観点から、受給者の状況を住民基本台帳などで確認することができる場合は、現況届の提出が不要となるものです。

なお、今回の制度改正の内容につきましては、現在の児童手当等受給者の皆様へ個別に通知するとともに、町ホームページにおきましても周知を行っているところでございます。

以上、児童手当制度の一部改正についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 この所得上限額を上回る世帯、今、受給されている世帯で、上回る世帯って何世帯ぐらいあるんやろ。

子育て支援課長 令和4年4月1日現在で、児童手当受給世帯は2,014ありまして、そのうち所得上限額以上が61世帯となっております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(3)令和3年度国民健康保険税の不納欠損について、理事者の報告を求めます。猪川国保医療課長。

国保医療課長 それでは、各課報告事項の(3)令和3年度国民健康保険税の不納欠損につきましてご報告申しあげます。資料(3)をご覧くださいと思います。

地方税法の規定に基づきまして、令和3年度の国民健康保険税の不納欠損処

分を行ったものにつきましてご報告申しあげます。

(1) 事由別内訳表であります。全体では55人、金額で963万9,449円の不納欠損処分を行ったものでございます。内訳につきましては、表に記載のとおりでございますが、地方税法第15条の7第4項につきましては、滞納処分する財産がないなどで滞納処分の停止が3年間継続し、納付義務が消滅したものでございます。地方税法第18条第1項につきましては、5年間の時効により徴収権が消滅したものではありませんが、これらにつきましても、財産調査を行い滞納処分できる財産がなかったため、滞納処分の停止を行っておりますが、先に時効の到来となりましたため、地方税法第18条第1項により不納欠損をさせていただいたものでございます。次に、裏面をご覧ください。

(2) 年度別内訳表でございます。令和3年度不納欠損処分につきまして、年度別の件数と不納欠損額を表したものでございます。

次に、2枚目をご覧ください。(3) 不納欠損処分の推移といたしまして、過去5年間の状況を表しておるものでございます。国民健康保険税の滞納対策につきましては、滞納者との接触機会をより多く確保するとともに、納付相談や納付指導により、生活状況等の把握に努め、滞納の解消に努めているところでございます。また、滞納者の担税力の調査、差押え等も行いまして、被保険者の負担の公平性を確保していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申しあげます。

以上で、令和3年度国民健康保険税の不納欠損についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 この(2)の年度別やけど、これ27、28、29ってなんでこの3年間だけ多いのか、なんか特別な理由ってあるのかな。

委員長 猪川国保医療課長。

国保医療課長 金額が多い部分につきましては、今回、不納欠損させていただいた中に、金額が大きなものがございましたので、その分で増えておるといことです。

委員長 中川委員。

中川委員 金額って、件数が25件、43件、24件ってこの3年間だけなんでこんな件数が多いんですかって聞いている。

国保医療課長 滞納処分させていただいた対象者の中に、その3年間の分に金額が100万を超えるものがありましたので。件数と申しましても、期別の納付、年間8回の納付がございしますが、その期別の回数を積み上げたものでございます。

委員長 加藤副町長。

副町長 今の3年間ということですが、28年度というのは、まずこれ一番5か年で消滅時効の基準の年になります。ですので、その前後というのは全体的には件数は多くなっていくということです。そして、過去の分につきましては、それまで整理が進んでおりますので、件数自体が少ないということでご理解いただきたいと思っております。

中川委員 毎年、毎年、5年を迎える年ってずっとあるんじゃないかな。どない理解したらええのやろ、ちょっとわからへん。

副町長 毎年毎年5年を迎えるのはあります。それで、その間に例えば分割の納付誓約を取ったりですとか、そういった関係で5年が6年とか7年に延びていきますので、その間でまた納付がなかなか難しくなった場合に、時効を迎えていくということになりますので、その辺は多少ズレが出てくるということです。

委員長 ほかにございせんか。

(な し)

委員長 次に、(4) 令和3年度介護保険料の不納欠損について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長 それでは、(4) 令和3年度 介護保険料の不納欠損についてご報告申し上げます。恐れ入りますが、お手元の資料4をご覧くださいませでしょうか。

令和3年度では、令和4年3月31日付けで、介護保険法の規定に基づき、徴収することができなくなった介護保険料につきまして、納付者実人数で43人分130万1,510円を不納欠損しております。不納欠損処分した事由でございますが、介護保険法第200条第1項の規定による消滅時効でございます。これらの不納欠損処分を行った者に対しましては、滞納が発生したときから未納のお知らせ、納付の督促、催告等を行ってまいりましたけれども、納付が得られないまま時効が成立し、徴収権が消滅となりましたことから、不納欠損を行ったものでございます。下の表につきましては、今回、不納欠損いたしました年度別の納付者数と保険料の内訳をお示ししております。平成30年度から令和元年度の2か年分となっております。

次に、資料の裏面でございます。(3) 不納欠損の状況といたしまして、平成28年度から令和3年度までの不能欠損を行った納付者の実人数と保険料の推移をお示ししております。令和3年度の不能欠損額は前年度と比較をいたしますと、納付者数は3人の減、保険料で29万4,810円の減となっております。介護保険料の不納欠損処分につきましては、保険料の納付の公平性の観点からも、適正な処理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、令和3年度介護保険料の不納欠損についての報告とさせていただきます。何卒、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 次に、（５）令和３年度後期高齢者医療保険料不納欠損について、理事者の報告を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療課長 （５）令和３年度 後期高齢者医療保険料の不納欠損処分につきまして、ご報告を申しあげます。資料５をご覧ください。

（１）事由別・年度別内訳表であります。高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、令和３年度において後期高齢者医療保険料の不納欠損処分を行ったものでございます。高齢者の医療の確保に関する法律第１６０条の規定に基づきまして、２年の時効により徴収権が消滅したことによるもので、人数で１人、金額では３０，６００円でございます。

（２）不納欠損処分の推移といたしまして、平成２８年度からの不納欠損処分の件数と金額を記載しております。後期高齢者医療保険料につきましても、国民健康保険税と同様、滞納者との接触の機会をより多く確保し、生活状況等の把握に努めまして、滞納の解消に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申しあげます。

以上、令和３年度後期高齢者医療保険料の不納欠損についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

（ な し ）

委員長 次に、（６）令和４年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長 それでは、各課報告事項の（６）令和４年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましてご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料６をご覧くださいませでしょうか。本事業につきましては、令和３年１１月１９日に閣議決定をされました、コロナ克服・新時代開

拓のための経済対策として実施されております、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、今般、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策において、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付等を行う形で運用改善を図ることとされたことに伴い、令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給するものでございます。

それでは、事業の実施概要についてご説明をさせていただきます。1、給付金の支給額でありますけれども、1世帯あたり10万円でございます。

次に、2、対象者であります。対象者につきましては、2つの種類がございます。ひとつ目の対象者は、住民税均等割が非課税である世帯でございますが、令和4年6月1日の住民基本台帳に記録された世帯単位で、令和4年度住民税状況及び本給付金の支給状況を確認の上、令和3年度非課税分又は家計急変分のいずれの給付金の支給も受けていない、令和4年度非課税世帯の方が対象でございます。ただし、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。次に、二つ目の対象者は、今説明をいたしました1の対象者のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降に家計が急変し、(1)の対象者の世帯と同様の事情にあると認められる世帯、いわゆる家計急変世帯でございます。

次に、3、対象世帯見込数でございますが、令和4年度住民税決定後に対象者を抽出することとなりますので、現時点においては未定となっております。

次に、4、支給の流れでございます。対象者の(1)住民税均等割が非課税である世帯につきましては、①のところでございますが、まず、対象と思われる世帯に対し確認書を送付し、そして、その確認書を受け取った人は、内容を確認し、給付金の受給該当者であると確認された人は、②のところですが確認書発行日から3か月以内に同封の返信用封筒において、その確認書を返送していただき、役場において内容を確認し、返送された確認書に不備がない場合、随時、支給をしてまいります。この手続きにおきましては、ただいま行っております令和3年度分の給付金と同じ内容でございます。次に、対象者の(2)家計急変世帯につきましては、今後町が定める日までに申請が必要となります。この期限日については、現在国がひとつの目安となる日として令和4年9

月30日としております。そして、申請を受け付けましたら、その内容を審査し、受給該当者には、随時、支給をしてまいります。

最後に、5、広報でございますが、詳細が固まり次第、町ホームページおよび町広報紙において広報をしていきたいと考えております。

なお、当該事業に要する経費につきましては、国の改正支給要領が6月に示される見込みでありますので、その発出日以降にその対応を決定してまいりたいと考えております。

以上、令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 これは、国の事業って理解しといたらいいの。町の単独事業。

福祉課長 国の事業と理解していただいてよろしいと思います。

中川委員 そしたら近隣の市町村は対象条件はみんな一緒なんかな。国のお金やけども、斑鳩町はこう給付するけど、よその町はしない町もあるというふうに考えてええのかな。

福祉課長 基本的には国の要綱に基づいて各市町村でその要綱を立てることになるんですが、国の示している要綱のとおり行っているものと考えています。

補足させていただきますと、国の補助を受けて市町村として10分の10の、国の資金を使って、各市町村が実施しているものでございます。

中川委員 今、課長、各市町村って、そんなら各市町村全部しているの、同じこと。

福祉課長 はい、していると、確認はしておりませんが、していると思っております。

中川委員 そしたら対象者の条件も一緒やねんな。どこの町でも。

福祉課長 同じでございます。

委員長 ほかにございませんか。 濱委員。

濱委員 申請をする、はがきを返送する、確認書の返送ですか、そういった手続きだったりとか、周知にはホームページとか広報紙を使うということですがけれども、これまでのいろいろな住民の方に対して周知したりとかそういう同じような手続きという中で、やはり送られてきた文書をよく理解できないまま、そのままになってしまっているというお年寄りを見聞きすることがあるんですけれども、どの制度の周知でもそういう方っていうのは出てきているのかなと思うんですけれども、丁寧にこぼれ落ちのないようにするっていうのは、何か考えてはる部分はありますか。

福祉課長 今回の給付金の関係で申しますと、確認書を私どもが送付した時点から3か月という期限が設けられますので、途中でまた期限が近づいているという広報等させていただいたり、ちょっと一人ひとりというわけにはいきませんので、確認書を送った方すべてが対象者ではなく、対象と思われる方に送付をしておりますので、その中で例えば町外の息子さんでありますとか、娘さんの税の扶養に入っている場合は対象から省かれますし、未申告の方がいた場合、その未申告の方が課税であったとしたら、それを受けることができませんよとなっておりますので、こちらから思われる方にしか出してませんので、ちょっとそれぞれの方の一件一件ということとはできないこととなっております。

委員長 奥村委員。

奥村委員 確認書の送付時期なんですけれども、令和4年度住民税が決定後ということですからけれども、さっき6月に決定されるとおっしゃってございましたよね、そしたら6月末ぐらいにはお手元に確認書がいくんでしょうか。

福祉課長 先ほど説明の中で6月と申しましたのは、国の補助要領的ところが6月で決定してまいります。ただ、例年住民税の決定6月入ってから決定されますので、それを受けまして早急に確認書を送る準備を進めてまいりたいと思っております。ひとつの国の目安として6月末から7月初旬ぐらいになるのではないかと考えているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(7)低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業について、理事者の報告を求めます。 中尾子育て支援課長。

子育て支援課長 各課報告事項(7)低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業についてご報告をさせていただきます。

資料7をご覧ください。令和4年4月26日に策定されましたコロナ禍における、原油価格・物価高騰等総合緊急対策におきまして、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金として、児童1人あたり一律5万円をプッシュ型で給付することが盛り込まれ、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、給付金を支給するものであります。当該事業に要する経費につきましては、全額国庫補助対象となっており、5月17日付で補正予算を専決処分させていただいております。

給付金の概要につきましては、令和3年度に実施されました低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金と同じ内容となっております。

それでは、事業の実施概要についてご説明をさせていただきます。

ひとつ目に、対象児童であります。対象児童は、平成16年4月2日から令和5年2月28日までの間に生まれた児童であり、特別児童手当の受給対象となる障害児の場合は、平成14年4月2日生まれから対象となります。

二つ目に、支給対象者であります。①としまして、令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方、②令和4年4月1日から令和5年2月28日までの間に生まれた児童の児童手当受給者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方、これら、二つの要件に当てはまる方につきましては、申請は不要となっております。また、①・②のほか、対象児童の養育者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方が対象となります。

三つ目に、対象児童数でございますが、約300人を見込んでおります。

四つ目に、給付額でございますが、児童一人当たり5万円であります。

五つ目に、支給方法についてでございます。①・②の対象者につきましては申請は不要でありまして、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方の判明以降、児童手当の受給口座等に支給をしております。③の対象者につきましては、対象と思われる方からの個別の申請により随時支給をしております。

以上、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。

北住民生活部次長。

住民生活
部次長

それでは、新型コロナウイルスワクチン4回目接種について、ご報告させていただきます。

4回目接種が、令和4年4月27日に厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会におきまして、特例臨時接種として了承され、3回目接種から5か月が経過した60歳以上の方、及び、18歳以上60歳未満の方のうち、基礎疾患を

有する方、その他、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方が対象となります。60歳未満の基礎疾患を有する方等につきましては、接種を希望される方から申請していただいた後に、接種券を発行する予定をしておりますが、初回接種の際に優先的な予約について、基礎疾患を理由に申請された方は、町で把握しておりますことから、前回申請された方につきましては、現時点では、4回目の接種券はご本人から申請をしていただくことなく接種券を発行してまいりたいと考えております。

次に、使用するワクチンにつきましては、ファイザー社またはモデルナ社となりますが、現在、国からのワクチン配送計画では、モデルナ社が約8割となっております。現在、接種日程の調整や接種券の発送準備等を進めているところですが、4回目接種の概要につきましては、6月号広報の折り込みでお知らせをする予定です。接種日程等については生駒地区医師会等と協議の上、詳細が決まりましたら、6月の本委員会で改めてご報告させていただきたいと考えております。

以上で、新型コロナウイルスワクチン4回目接種についてのご報告とさせていただきます。

委員長 猪川国保医療課長。

国保医療課長 それでは、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税減免の延長について、ご報告させていただきます。

この度、国におきまして、令和4年度の取扱いとして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免に対しまして財政支援が行われることから、本町におきましても、昨年度に引き続きまして、令和4年度分の国民健康保険税の減免を実施することとしております。減免基準につきましては、昨年度と同様の内容となっております。減免基準を定めております国民健康保険税減免取扱要綱の改正を行ったところでございます。また、7月の当初課税の通知書にお知らせを同封するなどして、周知を図ることとしております。以上でございます。

委員長

中原福祉課長。

福祉課長

福祉課より、1点ご報告がございます。社会福祉協議会に移管しております心身障害者（児）ふれあいの集い、身体障害者ふれあいの集い事業についてのご報告でございます。本事業につきましては、令和2年度、令和3年度と新型コロナウイルス感染症の適切な防止対策を講じることが困難であることから、参加者及びご協力をいただく関係者のみなさまの健康と安全を最優先に考慮し中止としておりましたが、今年度につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症状況も考慮しながらとなりますが、現在、実施する方向で検討をしております。ただ、例年は8月頃に実施をしていましたが、今年度につきましては、その時期は、新型コロナウイルス感染症予防対策のための第4回目のワクチン接種時期でもありますので、開催時期を10月半ばから11月に変更し実施してまいりたいと考えているところでございます。また、詳細が決まりましたら本委員会で報告してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上、福祉課からの報告とさせていただきます。

委員長

中尾子育て支援課長。

子育て支援課長

続きまして、子育て支援課より、例年、夏に実施しておりました、一日里親会につきまして報告させていただきます。

一日里親会は、ひとり親家庭や両親のいない児童を対象に、観光等を通して交流を行い、夏休みの思い出をつくらせていただくことを目的として、令和元年度までは斑鳩町が主催として実施し、令和2年度から斑鳩町社会福祉協議会の事業として開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、令和2年度、令和3年度は中止となっております。

今般、社会福祉協議会から、今年度の一日里親会を開催するという事で、情報提供がございましたので、ご報告させていただきます。実施予定日は令和4年7月27日水曜日、行先は京都方面を予定されています。

なお、町事業で実施の際は、町議会議員のみなさまにもご協力をいただいておりますが、社会福祉協議会の主催となることから、町議会議員のみなさま

のご協力はいただかずに実施されると聞いております。

以上、一日里親会についての報告でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
中川委員。

中川委員 ワクチンって、4回目打つということで決定して、何回目まで打つんやろ。

委員長 北住民生活部次長。

住民生活部次長 今の4回目の接種につきましては、ワクチンの有効性というのをいろんな情報を集められて、今回、重症化リスクを踏まえてというので、60歳以上と考
えておられまして、国のほうで決定されているということですので、今後の接種回数についてですとか、対象者についてはそういった情報を国のほうで検討されてまた決まっていくものと考えております。

中川委員 よその自治体で3万回分か5万回分かちょっと数字は記憶定かではないけども、使用期間っていうのかな、が切れるモデルナ製をみな廃棄処分するっていうような決定のニュースがあっけんけど、当町としてはどんな状況ですか。

住民生活部次長 本町におきましては、そういった有効期限内で使用できるだけの、国のほうにワクチンの配分のほうを調整しながら行っておりますので、現在そういった廃棄するようなワクチンはありません。

中川委員 それと、よその町はみなモデルナ製やってんけど、2つの自治体のニュースはね。今度、国の配分はモデルナが8割言っってはるねんけど、モデルナって人氣悪いねんな。

住民生活部次長 やはり3回目の接種で斑鳩の町民の方でもファイザー社を希望されるのか、モデルナを希望されるのかというアンケートを取らせていただく中で、やはり

8割の方がファイザーを希望されているということで、以前から初回がファイザーということで、そういった安心感というのがあるのかなというのがあるんですけど、今、モデルナのほうも同じように効果としてはあるということで、皆さんにもモデルナをファイザーと同じような形で効果があるということで、今回も承認されてますので、そういったことを皆さんにご理解いただいて受けていただけるようにしたいと考えております。

中川委員 前回と一緒に一応希望は聞かはるの。

住民生活
部次長 今回につきましては、モデルナが数が多くなってくるということもございまずので、そういった希望は聞かせていただく予定はしておりません。ただ、接種日に関して、ワクチンの種類がこの日はファイザーですというお知らせをさせていただき中で、みなさんに選んでいただけるようには考えております。

中川委員 今、次長言わはるように、希望聞いて、ファイザーで希望しているのに、なんでモデルナやねんという苦情も殺到してもあかんし、聞かないほうがええやろなどと自分も思いました。

委員長 他にございせんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。
続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

中川委員 以前の委員会で年末の29, 30のごみの収集をしていただいたらどうやというような話で、課内で協議しますということで終わったんねんけど、課内で協議してくれてんのかな。どやろ、今の状況でええけど。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策
課長 前回の委員会でご意見いただく中で、今年度の年末ごみの持ち込み事業の進
め方について、現在、課内等で協議をしているところでございます。

委員長 加藤副町長。

副町長 前回、中川委員にご提案いただいて、可燃のごみにつきましては、その日を
持ち込みじゃなしに、可燃のほうを収集させていただく方向で、今現在、調整
させていただいております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただき
たいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

(町長挨拶)

委員長 これをもって、厚生常任委員会を閉会します。
お疲れ様でした。

(午前10時00分 閉会)